

野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第36号

野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

野田市支所及び出張所設置条例（昭和63年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び位置」を「、位置及び所管区域」に改め、同条の表出張所の項野田市南出張所の目中「2,008番地」を「2008番地」に改

め、同項中

野田市中央出張所	野田市中野台168番地の1
----------	---------------

を

「

野田市中央出張所	野田市中野台168番地の1
野田市愛宕駅前出張所	野田市野田721番地の1

に改める。

」

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。